

【業務用需要家】

評価項目と評価の観点(基準)

分類	評価(公表)項目	評価項目の解説	評価の観点(基準)		法定項目(参考)
			GOOD	EXCELLENT	
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明していること。	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明している。(「表明している」とは、需要家に積極的に伝えたいという意志を持って、わかりやすい表現で公表していること。以下同じ。) 取組事例: ① 自社ホームページ等において自主保安に積極的に取り組む方針であるとの姿勢を公表、など		
	(2) 保安管理体制の整備	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明していること。	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明している。 取組事例: ① 自社ホームページ等において自社の保安管理体制をわかりやすい表現で公表、など		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令(保安業務規程)第12条 表中 一 保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること 二 保安業務を管理する事業所ごとの保安業務監督者の選任に関すること 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務を的確に遂行するために必要な保安管理体制(事業所拠点毎の保安管理組織等)を整備すること。
	(3) 保安教育・訓練の実施等	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明していること。	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明している。 取組事例: ① 自社ホームページ等において保安業務の従事者のスキルや教育の実施状況等をわかりやすい表現で公表、など		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令(保安業務規程)第12条 表中 四 保安業務に従事する者に対する教育及び訓練に関すること。 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務に従事する者に対する教育・訓練等保安業務を的確に遂行するための教育訓練を実施する。 ・必要多数の保安業務監督者等及び消費機器調査員等の資格取得者を充足していること。
2. 保安業務	(1) CO中毒事故防止対策(消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)				
	① 消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組	消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、消費機器および給排気設備のメンテナンスについて、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な手段・手法により周知・啓発活動を実施している。(「実施している」とは、当該取組を実施することについて、内部規程(社内マニュアル等)、ホームページ、チラシなどいずれかで行っていること。以下同じ。) 取組事例: ① ポイントを簡潔に表示するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより、給排気設備のメンテナンスに関する周知を実施、など	左記の内容に加え、消費機器および給排気設備のメンテナンスについて、需要家に対して対面など双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ① 給排気設備不備の場合における具体的な改善提案の実施 ② 業務用厨房における換気ステッカーの貼付状況の点検 ③ 未貼付の需要家への換気ステッカーの貼付、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知項目:小売保安省令第2条第1項第1号 □ 消費機器の管理及び点検に関する事項 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 【周知内容※】 ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること(ロ) ・消費機器を設置又は使用する場合の換気の必要性について。(ハ) また、給排気設備は異常のないよう時々点検が必要があること。(ハ)
	② 業務用換気警報器の設置促進の取組	業務用換気警報器の設置促進に寄与する取組を実施していること。	業務用換気警報器の設置促進について、独自に工夫した手段・手法により周知を実施している。 取組事例: ① ポイントを簡潔に表示するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより業務用換気警報器の設置促進に関する周知を実施 ② 接する機会における対面での業務用換気警報器の設置及び取替えのお勧めを実施、など	左記の内容に加え、業務用換気警報器の設置促進について、需要家の使用環境に応じ、業務用換気警報器の設置及び取替えを行うなど積極的な取組を実施している。 取組事例: ① 巡回折衝などにより、需要家の使用環境に応じた業務用換気警報器の設置及び継続的な取替えを実施、など	
	(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止対策(消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)				
	① 消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	保有する業務用機器に即した正しい操作方法や安全な使用方法の取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、保有する業務用機器に即した正しい操作方法・安全な使用方法について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例: ① ポイントを簡潔に表示するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより、業務用消費機器の正しい操作方法や安全な使用方法を周知、など	左記の内容に加え、保有する業務用機器に即した正しい操作方法・安全な使用方法について、需要家に対して対面など双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ① 対面での消費機器について安全な使用方法を説明 ② 安全使用ステッカー等の貼付状況の点検 ③ 未貼付の需要家への安全使用ステッカー等の貼付、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知項目:小売保安省令第2条第1項第1号 イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 □ 消費機器の管理及び点検に関する事項 【周知内容※】 ・供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が適応していること(イ) ・適応していない場合の危険性(イ) ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること(ロ)
② ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	ガス栓や接続具の正しい接続方法に関する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、ガス栓・接続具の正しい接続方法に関する一方的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例: ① 周知物等を投函することにより接続具の正しい接続方法を周知、など	左記の内容に加え、ガス栓・接続具の接続不備等が起因の事故を防止するため需要家に対して対面など双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ① 対面でのガス栓や接続具の正しい接続方法を説明 ② 経年劣化したゴム管の取替のお勧め ③ 接続具交換後の改善フォロー活動 ④ ガス栓キャップの取り付け ⑤ ガス栓カバーの取り付け、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知項目:小売保安省令第2条第1項第1号 □ 消費機器の管理及び点検に関する事項 【周知内容※】 ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること	
③ ガス警報器の設置促進の取組	ガス警報器の設置促進に関する取組を実施していること。	ガス警報器の設置促進に関する一方的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例: ① 周知物等を投函することによりガス警報器の設置促進を周知、など	左記の内容に加え、ガス警報器の設置促進について、需要家に対して対面など双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ① 警報器の交換時期のお知らせ及び取替えのお勧めの実施、など		
3. 需要家への安全教育・啓発	(1) 需要家への保安啓発活動	需要家に対する保安PR活動を実施していること。	需要家に対して、保安PR活動等を実施している。 取組事例: ① テレビ、ラジオによる保安PR活動の実施 ② 新聞、一般向け雑誌、ミニコミ誌等による保安PR活動の実施 ③ 保安PRポスターの掲示、ホームページでの広報、リーフレットの配布 ④ 展示会等における保安PR活動の実施 ⑤ 防災フェアにおける保安PR活動の実施 ⑥ 学校での出前保安教育の実施 ⑦ 防災・保安施設見学会の開催、など		
4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	(1) 本制度以外の保安表彰受賞履歴	事業者の保安の取組が他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことを示す。(平成29年4月以降の実績であって、評価する時点の過去5年間に評価されたものに限る。)	事業者の保安の取組が、国、自治体、業界などからの保安表彰など、他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことがある。		

※周知内容については、通達 7資公部第71号「消費機器に関する周知及び調査の制度の運用について」を参照して記載。